

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号96)

【加害者更生プログラムの充実及び義務化】

日本では、再犯防止策が十分ではない。再犯を防止し、国民が安心して生活できるよう、加害者更生プログラムを充実し、義務付けてほしい。

【検討結果】

犯罪被害者等やその支援団体の方々の協力などを得ながら、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実強化に努める。また、保護観察対象者の問題性に応じて行う専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定して義務付け、適切に実施していく。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保

(12) 再被害の防止に資する教育の実施等

ア 法務省において、矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」の内容の一層の充実を図り、再被害の防止に資する。

イ 法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守するための加害者に対する指導監督を徹底していく。

ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしょく罪指導を徹底していく。

【備考】

・ 矯正施設においては、平成16年に、被害者支援団体の代表者や犯罪被害者に関する専門研究に携わる大学関係者などをメンバーとして「被害者の視点を取り入れた教育」研究会を開催し、同研究会における提言等を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、被害者感情を理解させるためのオリジナルビデオ教材などを活用した指導を実施している。また、犯罪被害者等やその支援団体の方々をゲストスピーカーとしてお招きし、被収容者に対し直接講話等を行っていただくなど、「被害者の視点を取り入れた教育」の一層の充実に努めている。

このほか、刑事施設においては、平成18年の新法施行に伴い、受刑者に対し、矯正処遇として、作業に加え、「性犯罪再犯防止指導」等の改善指導や教科指導を義務付けて行うことが可能となったことに加え、受刑者ごとに処遇の目標、矯正処遇の内容や方法等を定めた「処遇要領」に基づき処遇を実施していく仕組みが導入されたところであり、受刑者ごとに必要な指導を体系的に実施するよう努めている。

また、少年院においては、被害者の視点を取り入れた教育として、在院者が自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識し、被害者に誠意をもって対応していくことを目的とした働き掛けを行っており、入院から出院に至る全過程において、面接指導、講話、グループワークなど様々な教育内容・方法により体系的に実施し

ている。

- ・保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しょく罪のための指導を実施し、全国の保護観察所において、一定の重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、以下のとおり個別指導を行っている。
(1) 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。
(2) 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況など）を理解させる。
(3) 犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して、謝罪、被害弁償などの責任があることを自覚させる。
(4) 具体的なしょく罪計画を策定させる。

また、「更生保護法」（平成19年法律第88号）の施行（平成20年6月）後は、性犯罪者等については専門的処遇プログラムを受講することについての特別遵守事項を設定し、これを守るよう指導監督している。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号97)

【被害者の視点を取り入れた矯正教育】

被害者の視点を取り入れた教育をさらに推し進め、授業数を増やして実際に被害者が参加するグループワークやロールプレイを中心とする教育プログラムを創設してほしい。

【検討結果】

犯罪被害者等やその支援団体の方々の協力などを得るとともに、現在実施している被害者の視点を取り入れた教育の効果を検証しながら、同教育の在り方を含め、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実強化に努める。

【参考：関連する現行施策】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進

ア 法務省において、矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえ、内容の一層の充実に努めていく。

【備考】

矯正施設においては、平成16年に、被害者支援団体の代表者や犯罪被害者に関する専門研究に携わる大学関係者などをメンバーとして「被害者の視点を取り入れた教育」研究会を開催し、同研究会における提言等を踏まえて策定した標準プログラム等に基づき、被害者感情を理解させるためのオリジナルビデオ教材などを活用した指導を実施している。また、犯罪被害者等やその支援団体の方々をゲストスピーカーとしてお招きし、被収容者に対し直接講話等を行っていただくなど、「被害者の視点を取り入れた教育」の一層の充実に努めている。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 金融庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号132)

【民間浄財による基金の創設】

民間基金の創設に向けてリーダーシップをとった対応をお願いしたい。
少なくとも振り込め詐欺救済法に定める残余金を元に被害者のための民間基金・支援団体のための民間基金の両方の性格を備えた全国被害者支援基金(仮称)を創設してほしい。

(後段のうち、振り込め詐欺救済法における残余金関連についてB(要検討)【金融庁】)

【検討結果】

振込み詐欺救済法に基づき預金保険機構に納められた納付金は、「口座名義人の権利救済」の支払のために必要な留保を行うこととされており、その「支払のため必要がなくなったとき」は、「犯罪被害者等の支援の充実」のために支出することとされている。

上記納付金の取扱いについては、口座名義人の権利救済の可能性があること等を踏まえ、振込み詐欺被害者等の救済状況、法令の趣旨、実務上の問題点等も総合的に勘案しつつ、慎重に検討を行っていく必要。

(参考)

- ・振込み詐欺救済法の支払手続における被害者からの申請被害額(推計)：約150億円
(このうち、これまでに実際に被害者に分配された額：約29億円)
- ・納付金残高：約35億円

[平成22年3月末現在]

【参考：関連する現行施策】

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【外務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号135)

海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供について周知

○外国の公的機関及びそれに準ずる組織（赤十字）の発行する文書については、原文を被害者とその家族に渡すとともに、被害者側の希望があれば、速やかに翻訳を行い、さらに必要があれば説明する。

○関連する情報を随時提供されたい。希望する情報としては、

- ・安否確認情報
- ・捜査等の進展状況に関する情報
- ・遺体、遺品の返還等に関する情報
- ・犯人の捜査、起訴等に関する情報
- ・現地での追悼

【検討結果】

外務省においては、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館）を通じ現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で提供するよう努める。

【参考：関連する現行施策】

海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供についての周知

外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、在外公館（大使館、総領事館）が当該犯罪被害者等の要請に応じて行っている現地における弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供について、更に周知させる。

【備考】

なし